

転売チケットの購入トラブル ～公式サイトで購入、確認を～

内容

好きなアーティストのライブが開催されることを知り「(アーティスト名)ライブ」と検索した。一番上に表示されたサイトにアクセスしたところ、画面に制限時間のカウントダウンが表示されたので、急いで2枚購入し、約4万円をクレジットカードで支払った。購入後、このサイトを調べたら、海外の転売仲介サイトであることがわかった。本当にチケットが送ってくるのか心配だ。公式の値段の倍以上で購入したことも分かり解約したい。(20代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

新型コロナ禍で中止などが相次いだコンサートやスポーツイベントが、最近は感染防止対策を講じた上で開催されています。これに伴い、全国の消費生活センターなどに寄せられる、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあります。

特に、転売仲介サイトや交流サイト(SNS)を利用した若い世代を中心に「チケットを受け取れなかった」「購入したチケットでは入場できなかった」「公式チケット販売サイトと間違えて購入してしまった」などの訴えが目立っています。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

チケットは公式チケット販売サイトから購入し、キャンセルに関するルールなども事前に十分確認しましょう。

転売が禁止されているチケットの場合、入場時に本人確認があり入場が断られることがあります。購入する際は、興行主等のチケットの規約で転売が禁止されていないかなどを公式サイトで確認しましょう。

特定興行入場券の要件を満たすチケットについて不正転売を行った場合、チケット不正転売禁止法違反となります。不正転売は絶対にしないようにしましょう。チケットを譲りたい場合は公式のリセールサービスを利用しましょう。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

